

平成25年3月29日

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦
豊田市事業管理者 横地 清明
(公印省略)

建設工事における平成25年度入札契約制度の見直しについて

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

平成25年度における入札契約制度の見直しにつきまして、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては、制度見直しの趣旨、内容をご理解いただくとともに、入札契約事務の円滑な執行にご協力をお願いします。

記

1 総合評価方式の見直しについて

(1) 地域要件・災害協定に係る評価基準の見直し

中山間地域から都市部まで広大な市域を抱える豊田市においては、災害対応や地域コミュニティ維持の観点から、地域性への配慮を行っていく必要があるため、地域事情に精通した建設業者の評価を高め、より地元に着した入札・契約制度となるよう、地域要件及び災害協定の評価項目を見直します。

- ア 特別簡易（地域）型において、地元企業に加点される地域要件（地域点）の配点割合を引上げ（2点→3点）
- イ 特別簡易（技術力）型において、新たに地域要件（地域点）を導入（1点）
- ウ 豊田市に対する地域貢献を評価する観点から、災害協定の評価基準のうち、国や他自治体での「災害支援」を削除

(2) 特別簡易（地域型）を技術者育成の場として本格運用

特別簡易（地域型）の評価項目から「技術者の能力」をなくし、建設業者の入札参加機会を増やすとともに、平成24年度に一部の案件で試行した「技術者育成型」に代わる新たな技術者育成の場として本格運用していきます。

(3) 評価項目に関する提出書類について

従来、入札案件ごとに全ての書類の提出を求めていましたが、入札参加者の負担軽減を目的に、「企業の信頼性・社会性」に関する評価項目については、平成25年度の豊田市総合点の算定用に提出された書類をもって評価します（「持ち点制」の導入）。これにより、総合評価方式への入札参加申請の際、「企業の信頼性・社会性」書類の提出は不要とします（市内本店業者に限ります）。

2 中山間地域維持型一般競争入札の試行実施について

平成25年度から、中山間地域の道路、河川等、社会資本等を継続的に維持し、災害等の速やかな応急復旧を可能とするとともに、貴重な雇用の場を確保するため、参加できる業者の地域を合併町村地域に限定した一般競争入札を試行します。

工事内容	補修、修繕工事等、中山間地域の社会資本の維持に必要な工事で、地域事情に精通した建設企業が当該地域において実施する必要がある工事（新設・改築等の工事を含まない）。 対象は土木一式工事の一部（道路修繕工事、河川・排水路修繕工事など）
発注規模	設計金額が概ね2千万円以下のもの
地域要件	旭地区、足助地区、稲武地区、下山地区、藤岡地区、小原地区全域を一つの地域として参加要件を設定。
入札方式	事後審査型一般競争入札（価格競争）

【問合わせ先】

総務部契約課 工事担当

電話 0565（34）6616（直通）

（上下水道事業）

上下水道局総務課 庶務担当

電話 0565（34）6653（直通）